帳簿の備付方法及び記載事項又は記録事項その他基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金並びに支援機関の業務に関してこの省令の定めるところによらなければならない。ただし、特別の理由がある場合には、総務大臣の許可を受けて、この省令の規定によらないことができる。

（帳簿）

第三十七条　［略］

2　法第百十六条第一項において準用する法第八十一条の帳簿は、支援業務を行う事務所ごとに備え付け、記載又は記録の日から五年間保存しなければならない。

［削る］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（端末機器の技術基準適合認定等に関する規則の一部改正）

第五条　端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成十六年総務省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（帳簿） **第十五条**　［略］ 2　法第九十六条の帳簿は、技術基準適合認定の業務を行う事務所ごとに作成して備え付け、記載又は記録の日から十年間保存しなければならない。 3　前項に規定する帳簿の保存を電磁的記録に係る記録媒体により行う場合においては、当該電磁的記録を必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示することができなければならない。 （帳簿） **第三十二条**　［略］ 2　法第百四条第四項において準用する法第九十六条の帳簿は、技術基準適合認定の業務を行う事務所ごとに作成して備え付け、記載又は記録の日から十年間保存しなければならない。 3　前項の規定による帳簿の保存を電磁的記録に係る記録媒体により行う場合においては、当該電磁的記録を必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示することができなければならない。	（帳簿） **第十五条**　［同上］ 2　法第九十六条の帳簿は、技術基準適合認定の業務を行う事務所ごとに作成して備え付け、記載の日から十年間保存しなければならない。 3　前項に規定する帳簿の保存は、電磁的記録に係る記録媒体により行うことができる。この場合においては、当該電磁的記録を必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示することができなければならない。 （帳簿） **第三十二条**　［同上］ 2　法第百四条第四項において準用する法第九十六条の帳簿は、技術基準適合認定の業務を行う事務所ごとに作成して備え付け、記載の日から十年間保存しなければならない。 3　前項の規定による帳簿の保存は、電磁的記録に係る記録媒体により行うことができる。この場合においては、当該電磁的記録を必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示することができなければならない。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

（施行期日）

1　この省令は、電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十四号。以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、電気通信事業法施行規則第三十二条第一項第五号及び様式第二十三の改正規定は、公布の日から施行する。

（認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処業務に係る読替え）

2　改正法第一条の規定による改正後の電気通信事業法第百十六条の二第二項に規定する認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会が、改正法第二条の規定による改正後の国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号）附則第八条第七項により読み替えて適用する改正法第一条の規定による改正後の電気通信事業法第百十六条の二第二項第三号の業務を行う場合における次の表の上欄に掲げる電気通信事業法施行規則の規定の適用については、同欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。